



2026年7月1日

各位

会社名 株式会社ジモティー
代表者名 代表取締役社長 加藤 貴博
(コード番号：7082 東証グロース)
問合せ先 取締役 コーポレート担当 堀 直之
(TEL. 03 - 6630 - 2450)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年8月下旬頃を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年7月16日（木曜日）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日：2026年7月16日（木曜日）

(2) 公告日：2026年7月1日（水曜日）

(3) 公告方法：電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://jmtty.co.jp/ir/public-notice/>

2. 本臨時株主総会の開催日時及び付議議案等について

当社が2026年5月15日に公表した「カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（当社が2026年5月26日に公表した「(訂正)「カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）においてお知らせいたしましたとおり、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2026年5月18日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付けの結果、当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかったため、当社は、公開買付者から会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を、2026年8月下旬頃を目途に開催することの要請を受けております。当該要請を受け、当社は、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

(注) 「本新株予約権」とは、2021年4月14日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第11回新株予約権（行使期間は2021年4月30日から2031年4月29日まで）をいいます。

以上